

## 附録

### 一 金石文

金石文というのは、金属や石に彫りつけたり、書いたりされた、文字のことである。

ここでは、昭和二十年以前の、記録しておくべき文章と思われるものだけを、取り挙げることにした。

漢文で書かれているものは、読み下しにし、適当に句読点をうった。また文字は新書体、新かな使いに変えた。

#### 1 石阪修治碑（市ノ瀬町）

我が西人の東するや、残月を戴き、暁露を踏む。凄々  
蕭々、以て石阪に至り、纔かに崖鬼に上る。流汗は雨の  
如く、喘ぐこと呉牛の如し。東人の西する者、此に至り  
輒ち愀然として曰く、百里を行く者、九十を半ばとす  
るは、此の阪有るを以てに非ずや。既に九折を降れば、  
馬則ち玄黄し、僕則ち痛む。返照未だ沈まず、豆隈眼に

在るに、駕を税く。若し暮夜の際、泥濘の候は、馬旋つて止み、人蹟いて顛る。王陽の畏れ、何ぞ独り孝子のみに在らんや。日田の地、四面皆山なり。荀くも境を出んと欲すれば、険を踰えざるは無し。往来の繁きこと、此の路を最と為す。東して上国に往くと、魚塩百物の海より来たると、絡繹として相接す。近世に至り、風教大いに敷くに及び、邑の豪右、競つて私財を捨て、以て国恩に報ず。或は山に道し、或は川に梁くる。而て石阪独り森府封内に属するを以て、敢て力を輸くす無し。山田常良なる者有り。素より濟物の志を抱く。慨然として以為らく、四海は兄弟たり、荀も人に利する而已と。乃ち請うに修治の挙を以てし、森府これを許す。歳の庚戌に及び、其の功竟に成る。阪は石を以て名とす。其の險、石に在るなり。是に於てか、人の足を齧み、馬蹄を軋る者は、皆裁つて之を用い、否れば則ち運んで之を去る。登々たる山路八千余尺、之を置むに石を以てし、数百級と為す。急なるは緩ならしめ、狭きは濶ならしむ。仄くは平ならしめ、危きは安んぜしむ。坦たり蕩たり。以て層嶺に達せり。阪道は一瀬邑に属す。邑長梶原景履、碑を建てて之を記さんと欲し、文を予に求む。顧るに此の挙たるや、

我が日田は東人と、実に其の利を享く。若し森府に在つては、国の偏陬たり、必ずしも急ぐ所に非ず。特に他方のことたる耳。行路の人、誰か其の恵を謳歌せざらんや。此れ銘すべきなり。常良、名は隣境に播し。吾が党の榮なり。何ぞ操觚の勞を憚らんや。常長、作兵衛と稱し、時中館主人と号す。隈街の人なり。銘に曰く、衆庶は貨に殉い、鎔銖も猶お争う。誰か千金を捨てんや。糞土も維れ軽し。民の徳を好むは、実に上の化なり。同聲に有らざるば、豈に能く相和せんや。新碑傑する有り、悠久にして彊る無し、我が辞の美なるに匪ず、維れ徳の芳なるなり。

嘉永四年歳在辛亥 広瀬 建 撰

七十七叟 森 昌朋 書

嘉永四年歳次辛亥春三月建立

施主 隈町 京屋作兵衛

世話人 財津村 熊谷庄藏

石工 求来里 喜平

刃連村 文七

石組 柳川 吉兵衛

永次郎

## 2 財津長門守記念碑（財津町）

前衆議院議員水之江文二郎書

財津城主長門守永満ハ、日田鬼蔵大夫四十二代ノ裔ナリ。当時群雄武二僑リ、権ヲ恃ミ、互ニ威勢ヲ張ル。中二長門守ハ耽勇剛性ヲ以テ鳴ル。大友義鎮竊ニ之ヲ懼ル。遇々讒者アリ。由テ堤彈正少輔、高瀬越後守二命ジテ之ヲ討タシム。彈正少輔先ツ来リ襲フ。長門守之ヲ羽野村ノ内、手城岳ノ麓ニ迎撃シテ敗死セシム。後子越後守大軍ヲ督シテ来リ、財津城ヲ襲フ。長門守防戦之ヲ努ムレドモ、戦利アラズ、周防国山口ニ走り蟄居ス。会々同地医王寺薬師如来ノ靈蹟著キヲ聞キテ、尊仰歡喜ノ誠ヲ捧グ。抑此ノ薬師如来ハ仁明天皇ノ承和中、慈覚大師唐ヨリ帰朝ノ途靈夢ヲ得テ、伝教弘法両大師ノ遺跡ナル、筑前宗像郡吉田村鎮国寺ニ賽シ、田島河畔ノ柏木ヲ採リ、一刀三礼シテ七体ノ薬師如来ヲ刻ミ、其一体ヲ奉シテ医王寺ニ安置セルモノ、之ナリ。天文三年夏、長門守、義鎮ノ赦ヲ得テ帰国ノ途次、三田尻二宿ス。同夜枕頭ニ薬師如来ノ出現ヲ夢ム。顧ヘバ、出発ニ当リ如来二告別ノ礼ヲ欠キシナリ。長門守之ヲ悔ユルコト甚シク、

黎明ヲ待チテ医王寺ニ詣テ、其鹿慢ヲ謝シ、再ヒ三田尻ニ纜ヲ解カントスルヤ、怒濤天ニ漲リ、舟航ノ術ヲ失フ。不得止シテ船中ニ假泊セルニ、再ヒ如來ヲ夢ム。於此長門守祈念シテ、我が城ニ移シ奉ラン事ヲ請ヒ、其靈諾ヲ得。夢覺メテ恐悦ノ涙數行、二度ヒ山口ニ還リ、背ニ如來ヲ負ヒ奉リ、三田尻ニ出ヅレバ、曩ノ怒濤ハ静マリテ、航行砥道ヲ行クガ如シ。帰城ノ後竜林寺ニ安置シ奉ル。爾來星霜四百年、慈光四隣ニ輝キ、靈威日ニ高キヲ加フ。仍テ茲ニ同志相圖リ、記念ノ碑ヲ建テ、如來ノ縁起ト長門守ノ事蹟トヲ併セ録シテ、以テ其德ヲ讚仰スト云爾。

沙門定竜撰

筑紫磯彦書

世話人 財津区中

大正十三年甲子四月建設

### 3 三花村沿革史碑（財津町）

本村ハ往古、郡司日田氏所領、後大友氏之ヲ支配、豊臣以後代官支配、次テ小笠原、小川、細川諸氏ノ私領タリシモ、更ニ代官政治トナリ、小川、三田、小長谷、室、

南条、池田、増田、岡田、揖斐、羽倉、三河口、塩谷、寺西、竹尾、屋代、窪田ノ二十氏相繼ギ之ニ莅メリ。村民一般天領氣風ヲ生シタルハ、實ニ此時代トス。然ルニ一之瀬ハ慶長以後久留島氏ノ私領タリキ。明治元年閏四月、日田県設置、長谷川範三、松方助左衛門、野村宗七ノ三知事之ニ莅ミ、四年十一月郡県ノ制ヲ定メ、三府七十二県トナリ、大分県ヲ置キ、五年二月県内二十ヶ所ノ支庁ヲ設ケ、日田出張所ヲ置カル。同年六月支庁ヲ廢シ、八郡ヲ劃シ、右小区ニ用務所ヲ置キ区长制トス。即チ第八大区第二小区トナリ、羽野、用松、財津、藤山、秋原、市之瀬、伏木、外ニ小野村ヲ管轄ス。区长百溪竜蔵任命。八年三月県令森下景端ノ布達ニヨリ、羽野、用松、財津ノ三村ヲ合併シ三和村ト称シ、藤山、秋原、市之瀬、伏木ノ四村ヲ花月村ト称シ、区长今泉力太郎任命。後第一第二ノ兩小区合併、西有田上手ニ用務所ヲ置カレ、今泉氏区长ニ重任。十一年七月太政官達ヲ以テ、郡区町村編制法發布、大小区ヲ廢シ各分離シテ、小野、花月、三和ノ三村トナレリ。花月戸長財津豊一、三和戸長広瀬範三任命。十七年九月兩村合同三和外一村後所ヲ財津ニ置ク。戸長中島右左衛門任命。後合原経吉ト交迭ス。二十一年

四月法律第一号ヲ以テ町村制發布。二十二年四月三和・花月両村合併、三花村ト改称シ、自治行政ノ基礎ヲ立ルニ至レリ。而シテ大正十年四月郡制廃止。次テ大正十五年七月郡役所廃止ニヨリ、大ニ自治権擴張セラレタリ。明治二十二年四月町村制実施、全年四月初メテ村會議員ノ選挙ヲ行ヒ、全年七月選挙ニヨリ初代村長財津永義就職。大正十年三月迄勤続、村諸条例ヲ制定シ、議決執行ノ諸機関ヲ整備ス。明治四十四年工費三万余円ヲ投シ、三和・花月ノ二本校ヲ改築シ、教育ノ刷新ヲ図リ、一方納税組合ヲ組織シ、滞納ノ弊ヲ矯正ス。而シテ明治四十年基本財産造成地トシテ、市之瀬区ヨリ山林七町余歩寄附ヲ受ケ、松杉ノ造林ヲ行ヒ、且ツ積立金ノ増殖ヲ図ル。大正八年二月多年村長在職ノ功ニ依リ叙、勲六等瑞宝章ヲ下賜セラレタリ。二代村長横尾松之助、大正十年五月村長二挙ラレ、克ク民意ヲ考察シ、自治研究会ヲ作り、村治ノ革新ヲ図リ、交通ノ改善、公共事業ノ發達ニ意ヲ用ヒ、範ヲ村治ノ上ニ敷キ、在職四ヶ年ナリト雖モ、其功績大ナリ。大正十四年五月満期職ヲ罷ム。三代村長勲八等日野盛太、大正十四年五月村長二挙ラレ、能ク事務ニ熟達、村治ニ熱心ナリ。大正十五年二月村会ノ建議セ

シ村役場及公会堂ノ建設案ヲ容レ、改築ヲ断行ス。全年五月工ヲ起シ、全年十月竣工ス。全時ニ電話ヲ架設ス。建坪百四坪余、総工費壹万五千余円、内電話費千七百余円ナリ。結構宏壯、設備完全、県下屈指ノ庁舎タリ。是村民及有志ノ自治的觀念ノ旺盛ヲ証スルニ余リアリ。茲ニ特筆スベキ、本工事ニ多大ノ寄附ヲナセシ、有志諸賢ノ芳名ヲ裏面ニ録シ、不朽ニ伝ヘントス。尚自治制發布當時ヨリ、村治ニ尽セシ重ナル名譽職ヲ帶ブル人名ヲ刻シテ、記念トス。

助役郡村會議員 横尾忠右衛門

(以下略)

#### 4 長尾清右衛門景久之墓(伏木町)

抑伏木長尾家之祖先ヲ尋ルニ、遠ク平氏之末孫二起ル。六代之後胤為通孫景弘始メテ長尾ヲ氏トス。是長尾之祖也。然為通后数世ニシテ鎌倉権五郎景政アリ。其子権一郎景長者、今之大山村万々金二来リテ、山ヲ開、河ヲ整而茲ニ住ス。是午々路之祖先也ト謂。景弘之弟長尾鬼三郎景貞者、建仁年間山野ヲ開、道ヲ通、溝梁ヲ



長尾景久の墓一碑銘の部分

築、田畑整、民ヲ撫而伏木ニ住ス。仙頭長尾長者、是也。  
 干時家紋ヲ丸ニ矢筈卜定メ、世々做是。其後十代経テ、  
 平左衛門景暢ニ至リ、伏木村之公役トナル。是貞享ノ頃  
 也。式拾三代仁左衛門景令ニ至リ、其弟宗右衛門ヲ狩屋  
 二分家セシム。茲ニ狩屋之長尾家起ル。景令之四男八百  
 助、長子仁左衛門ト共ニ杉山二分家シ、始メテ梶原ヲ氏  
 トス。是伏木梶原家之祖先ナリ。式拾九代清右衛門景久  
 ニ至リ、長子定市者、家世上之都合ニヨリ福岡県ニ移  
 住スルニ際シ、当地梶原源市氏之養子トナリタル次子岩  
 次氏ニ、当家之系図伝ヘタリ。於是今年先代実父之石  
 塔ヲ建立スルニ当リ、当家々伝之系巻ニ拠リ、其略系ヲ

茲ニ刻誌ス、先代景久明治式拾參年拾月八日死去。

大正五丙辰年十一月 梶原岩次 建之

### 5 菅野先生之碑(天神町)

秋月新太郎 書

先考諱は兼之、菅野兼信第三子為り。豊後国三花村に  
 住す。少くして宜園に入り、青村、林外二先生に従つて



菅野先生之碑 秋月新太郎書

学ぶ。後、肥前に遊び、久富鼎氏に就いて易学を受く。既に帰って家を継ぎ、羽野菅廟祠官と為る。傍ら子弟を教授すること殆んど十七年。明治二十七年八月念五、病歿。寿六十。宅北の塋域に葬る。先考資性寛宏、物と逆わず。克く父母に事へ、且つ親族に敦し。祖考嘗て彦山に病み、報至る。直ちに趨かんと欲す。時適大いに雪ふる。衆止むるも可かず。苦楚艱難、征いて侍し、湯薬尚お及ばざるを恐る。居恒、人に語って日く、教師は伝道の徳職也。職の焉より貴きは莫しと。其の疾病に及ぶや、言う所他に及ばず。児、当時師校に学ぶを以て、其教えに従う能わず。今や遺志を釋ぎ、緒業を紹ぐも、以て幽魂を慰むべき者無し。悲しい哉。頃門人胥謀って、将に一碑を建て、兼をして之に銘せしむ。銘に曰く父母に事えて克く孝、人に接する所、忠を以てす。始終一日の如し、十又七年中。

明治三十四年八月二十四日

不肖 兼 謹誌

友人 吉嗣拝山 敬書

## 6 悦堂高取先生の墓（城町西光寺）

先生諱は益多、高取氏、悦堂と号す。嘉永六年六月十五日、豊西日田に生る。少くして宜園に学び、詩に長じ兼ねて書を能くす。壮歳、司法官と為り、各地を歴任し、到る処今名有り。竟に正六位勲六等に叙す。退官後



西光寺の高取悦堂の墓

郷里に在り、弁護士を業とす。又後進子弟を誘導し、或は郷賢の事績を輯叙して、以て宜園の遺風を發揚す。先生為人清廉、身を持するに曾て貨積の念無し。然れども事に当たつて盛氣、人に下るを好まず、言行侃諤矜嚴、古剛者之風有り。人皆其質の直なるを称す。昭和六年二月一八日病歿。行年七十有九。釈氏法諡して覺是院釈悅堂居士と曰う。翌七年故旧胥謀つて碑を建て、予に墓に表せんことを請う。因つて其梗概を挙ぐると云う。銘に曰く、

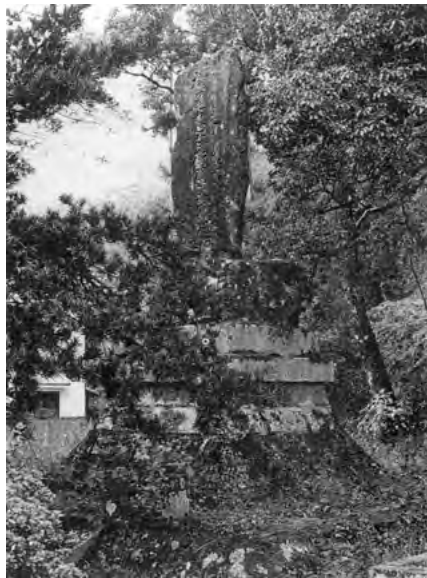
紫山は四に秀で 明水中に通ず

佳い哉此の境 永く君風を懐う

昭和七年臘月二十六日

正五位勲五等 尾形善忠 撰  
従六位勲六等 小野京市 書

ほかに、羽野天満宮境内の次の碑は裏面に碑文があるが、残念ながら文字が判読できない。他日を期することとしたい。



横尾忠右衛門君頌徳碑

横尾忠右衛門君頌徳碑（大正一一年九月）

農商務大臣 山本達雄題字

撰文および書 高取悦堂

菅相寺再建記念碑（大正一五年）